

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除

一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方に加入している場合、控除額はそれぞれ表3の(ア)～(ウ)のいずれかを選択することができます。

表3

適用する生命保険料	控除額
(ア)新契約分のみを控除として適用	①(表1)に基づき計算した控除額 (上限 28,000 円)
(イ)旧契約分のみを控除として適用	②(表2)に基づき計算した控除額 (上限 35,000 円)
(ウ)新契約分と旧契約分の双方を控除として適用	①(表1)に基づき計算した控除額と ②(表2)に基づき計算した控除額の合計額 (上限 28,000 円)

①～③に基づき計算した控除額の合計額が生命保険料控除の金額となります。なお①～③に基づき計算した控除額の合計額が70,000円を超える場合は、70,000円が控除額となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

個人町県民税の前納報奨金制度
廃止のお知らせ

平成25年度から、個人町県民税に対する前納報奨金制度を廃止することとなりました。

※固定資産税については、これまでどおり前納報奨金制度を継続します。

■制度廃止の理由

- ・前納報奨金を導入した当初の目的(※)は達成されたこと。
- ・個人町県民税を給与や年金から引き落とされている方(特別徴収)は前納報奨金制度が適用されず、不公平感があること。

※前納報奨金制度は、昭和25年、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況を背景に税收の早期確保と納税意識の向上を図ることを目的として創設された制度です。

個人町県民税に対する前納報奨金制度は廃止しますが、これまでどおり納付書または口座振替により一括納付していただけます。

■今まで全期前納(一括納付)をされていた方で、引き続き全期前納をされる方

○窓口納付の場合

変更手続は、必要ありません。納付窓口で、全期分納付書でお納めください。

○口座振替の場合

変更手続は必要ありません。これまでどおり、第1期の納期限に1年間の税額を一括して引き落としさせていただきます。

■今まで全期前納(一括納付)をされていた方で、期別納付に変更される方

○窓口納付の場合

変更手続は必要ありません。納付窓口で、期別ごとの納付書でお納めください。

○口座振替の場合

変更手続が必要です。全期前納から期別納付に変更する場合は、町税等の「預貯金口座振替依頼(自動払込利用申込)書」を提出してください。

■口座振替お申込み方法

各金融機関(紀陽銀行・ありだ農業協同組合・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行)の窓口へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してお申込みください。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課